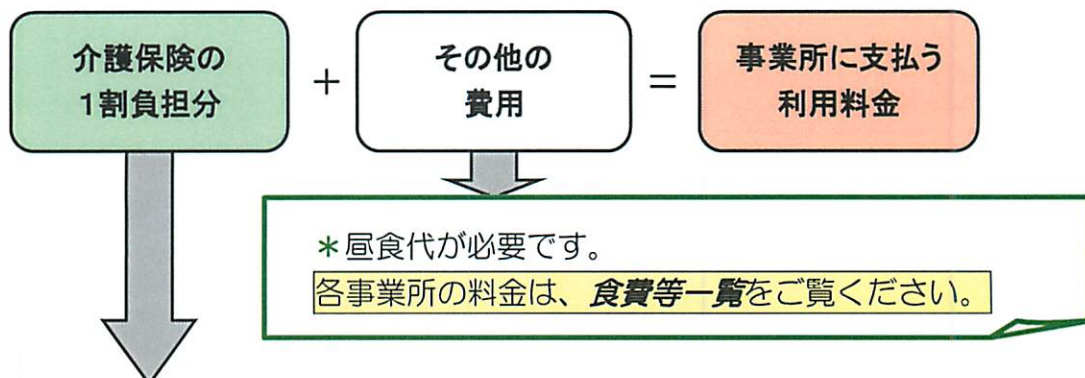


認知症対応型通所介護（デイサービス）の利用料金について

サービスを利用するためには、次のような利用料金がかかります。その他、それぞれ自己負担をお願いするものもあります。



★要介護状態区分・施設タイプ・利用時間によって、1日ごとの料金が決められています。

※ 9割部分については、介護保険から支払います。

※ 利用時間が、7～9時間の場合の1割負担分は次のとおりです。

要介護状態区分	施設タイプごとの1割負担分（円/日）		
	単独型	併設型	共用型
要介護5	1,486	1,332	579
要介護4	1,374	1,232	560
要介護3	1,261	1,131	542
要介護2	1,148	1,030	524
要介護1	1,036	930	506
要支援2	1,001	899	496
要支援1	896	805	469

① 施設タイプについて

* 単独型とは？

⇒特別養護老人ホーム等に併設されていないタイプの事業所。

* 併設型とは？

⇒特別養護老人ホーム等に併設されているタイプの事業所。

* 共用型とは？

⇒認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の居間や食堂を利用してサービスを提供するタイプの事業。

② 利用時間について

7時間以上9時間未満のほかに、3時間以上5時間未満、5時間以上7時間未満があります。

各事業所の利用時間は、**食費等一覧**をご覧ください。

③ 各種加算について

事業所ごとに、次のような加算が追加される場合があります。

各事業所の加算の状況は、**食費等一覧**をご覧ください。

* 個別機能訓練加算

⇒理学療法士等が、利用者ごとの個別の機能訓練計画に基づいて、個別機能訓練を行った場合に加算されます。

1割負担分: 27円/日

* 若年性認知症利用者受入加算

⇒若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。

1割負担分: 60円/日

* 栄養改善加算

⇒管理栄養士が、利用者ごとの栄養状態等に配慮した栄養ケア計画を作成するなどのサービスを行った場合に加算されます。

1割負担分: 150円/回(1月に2回まで)

* 口腔機能向上加算

⇒言語聴覚士等が、利用者ごとの個別の口腔機能改善管理指導計画を作成するなどのサービスを行なった場合に加算されます。

1割負担分: 150円/回(1月に2回まで)

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

⇒介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上である場合に加算されます。

1割負担分: 12円/回

* サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⇒介護職員の総数のうち勤続3年以上の者の占める割合が30/100以上である場合に加算されます。

1割負担分: 6円/回

④ 入浴介助サービスについて

入浴介助のサービスを受けた場合には、次の加算が追加されます。

1割負担分: 50円/日

このサービスは、市内のすべての事業所において対応可能です。

⑤ 時間延長サービスについて

次の加算を追加することで、9時間以上のサービスを受けることができます。前に延長した場合でも、後に延長した場合でも、1割負担分は同じです。

1割負担分: 50円/1時間あたり(3時間まで延長可能)

※ また、事業所独自(9割が介護保険から支払われない)で延長サービスが行なわれる場合もあります。

各事業所の対応状況は、**食費等一覧**をご覧ください。